

新座市の教育活動におけるマスク着用について

1 概要

- これまでの対策を緩和すべきという社会的要請が高まっているが、オミクロン株の伝播力は高いため、マスク着用を含めた基本的な感染対策は重要である。
- これまでは、社会的なまん延防止を図る観点（社会通念上の合理性）から、他律的・全体的な指導のもとマスク着用を推奨してきた。今後は、これまでも周知してきた熱中症予防等の観点や、空気の循環により感染リスクが低くなる屋外でのマスク着用について改めて確認し、児童生徒が時と場に応じて自ら考え、判断できるような自律的・個別的な指導への転換を図る。

2 教育活動における具体的な対応について

(1) マスクの着用を推奨する場面

- 教室等屋内にいる場合（授業時間、休み時間、給食配膳時）
- 通学班の集合時（小学校） □感染の広がりが見られる場合

(2) マスクの着用を不要とする場面

- 十分な換気など感染防止対策を講じた体育・部活動※¹
- 黙食による給食時 □黙働による清掃時
- 登下校における移動時※¹
- 休み時間の密にならない運動遊び

(3) 飛沫防止ガードの取扱い

エアロゾルが滞留する可能性が指摘されていること、摩耗による視界不良が顕著となっていることから、常時換気を条件に原則不要とすること

(4) 留意事項

- ① マスクを「つけなさい」「はずしなさい」という他律的な指導から、発達段階に応じ、自らの判断で自律的に選択、行動できる指導への転換
- ② 同調圧力に対する懸念と多様性への配慮を校内で共有

3 マスク着用の考え方について

第27回(令和4年5月23日)
基本的対処方針分科会資料より

	身体的距離※ ² が確保できる場合	
	屋内※ ³	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない 例・ランニングなど離れて行う運動 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない
	身体的距離が確保できない場合	
	屋内※ ³	屋外
会話を行う	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用を推奨する 例・通勤電車の中	着用の必要はない 例・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

※1 文部科学省は、「衛生管理マニュアル」で示しているマスク着用が不要な場面をより具体的に示し、次のように改めて周知している

◇屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等も含めた、体育の授業や運動部活動等においてはマスクの着用は不要であることに加え、その具体的な場面への適用に関して、以下もあわせて周知

- ・運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各々の競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応
- ・練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、その状況に対応して、マスク着用を含めた感染対策を徹底

◇熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時に会話を控えるよう注意したうえでマスクを外すよう指導

※2 2m以上を目安

※3 外気の流入が妨げられる、建物の中や公共交通機関の中など